

令和元年度における国立研究開発法人水産研究・教育機構の
中小企業者に関する契約の方針

国立研究開発法人水産研究・教育機構（以下「機構」という。）は、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）第5条の規定に基づき、令和元年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針（令和元年9月10日閣議決定。以下「基本方針」という。）に即して、令和元年度における中小企業者の受注の機会の増大を図るための方針（以下「本方針」という。）を次のとおり定める。

第1 中小企業者の受注の機会の増大の目標に関する事項

1 中小企業・小規模事業者向け契約目標

機構は、令和元年度における官公需予算総額に占める中小企業・小規模事業者向け契約金額の比率が前年度までの実績を上回るよう努め、比率が70%、金額が約57億円になることを目指すものとする。

2 新規中小企業者向け契約目標

中小企業・小規模事業者向け契約目標のうち、新規中小企業者の契約比率については、前年度までの実績を上回るよう努めるものとする。

第2 中小企業者の受注の機会の増大のために講ずる措置に関する事項

機構は、中小企業・小規模事業者の受注機会の増大を図るため、基本方針に即すとともに、次のとおり取り組むものとする。

1 東日本大震災の被災地域等の中小企業・小規模事業者に対する配慮

被災地域における需給の状況、原材料及び人件費等の最新の実勢価格等を踏まえた積算に基づき、消費税及び地方消費税の負担等を勘案し、適切な予定価格を作成するものとする。なお、燃料や原材料等の市況価格の変動が激しい商品については、特に最新の実勢価格や需給の状況（例えば季節要因）等を考慮するよう努めるものとする。

また、物件の発注に当たっては、東日本大震災における原子力発電所事故に関して、周辺地域で生産されていることを理由として不当に取引を制限することのないよう努めるものとする。

2 平成28年熊本地震及び平成30年7月豪雨の被災地域の中小企業・小規模事業者に対する配慮

平成28年熊本地震及び平成30年7月豪雨の被災地域における役務及び工事等の発注に当たっては、上記1の前段と同様の配慮に努めるものとする。

3 官公需情報の提供の徹底

発注予定情報を含む、発注に関連する情報及び落札結果等に関する情報について、ホームページへの掲載により、中小企業・小規模事業者に提供するよう努めるものとする。

また、物件等の発注を行う際には、中小企業・小規模事業者の入札等が円滑に行われるよう、性能、規格等の必要な事項について、仕様書に明記することにより、十分な説明に努めるものとする。

4 官公需に関する相談体制の整備

本部総務部契約課、各研究所業務推進部業務管理課、開発調査センター開発業務課及び水産大学校会計課の「官公需相談窓口」にて、中小企業・小規模事業者からの官公需相談に適切に応じ、官公需情報、入札に関する参加資格登録等の情報を提供する等、必要な指導に努めるものとする。

5 総合評価落札方式の適切な活用

総合評価落札方式による競争の際、透明性を確保するために品質・機能の水準等を明確にした発注仕様書を作成するものとする。

また、同方式の活用にあたっては、適正な審査項目の設定に努めるものとする。

6 分離・分割発注における事例の活用

物件等の発注にあたっては、価格面、数量面、工程面等からみて分離・分割して発注することが経済合理性・公正性等に反しないかどうかを十分検討した上で、可能な限り分離・分割して発注を行うものとする。

なお、商品等を種類ごとに分離することや契約期間を一定期間ごとに分割する等の分離・分割発注を行う際に、中小企業庁がまとめている事例を参考として活用する。

7 適正な納期・工期、納入条件等の設定

・ 物件等の発注にあたっては、政府が進める「働き方改革」関連の取組や関係省庁からの要請等に留意しつつ、発注見通しの公表、早期の発注等の取組により平準化を図り、適正な納期・工期を設定し、中小企業・小規模事業者が十分対応できるよう配慮するものとする。

・ 物件の発注にあたっては、納入場所・納入回数をはじめとする納入条件等について、明確なものとするよう努めるものとする。

・ 物件等の発注にあたっては、真にやむを得ないと認められる場合を除き、銘柄指定を行わないものとする。

8 一括調達における中小企業・小規模事業者への配慮

一括調達を行う際に、経済合理性に留意しつつ、適切な品目分類、適切な配送エリアの設定を行うよう努めるものとする。

9 知的財産権の取り扱いへの明記

物件及び役務の発注に当たっては、発注内容に著作権等の知的財産権が含まれる場合には、当該知的財産権の取り扱いについて書面をもって明確にするとともに、その財産的価値について十分に留意した契約内容とするよう努めるものとする。

10 一括調達・共同調達における下位等級者の参加の推進

一括調達・共同調達による競争参加資格の設定に際しては、下位等級者の競争参加が可能となるよう弾力的な運用に努めるものとする。

11 小企業者を含む小規模事業者の特性を踏まえた配慮

契約内容の履行の確保の観点から、一般競争入札の際には、適切な地域要件を設定するとともに、総合評価落札方式による競争の際に、地域精通度等に加え、迅速性や融通性等を評価項目として考慮することに努めるものとする。

12 地域の中小企業・小規模事業者等の積極的活用

各研究所等において消費される調達について、少額の契約であって随意契約（以下「少額の随意契約」という。）による場合には、各研究所等管内の中小企業・小規模事業者を見積先に含めるよう努めるものとする。

13 中小企業・小規模事業者の資金繰りへの配慮

特に人件費比率の高い役務契約に対し、業務内容に応じて部分払（毎月払等）を行うよう配慮することに努めるものとする。

14 適正な予定価格の作成、消費税の円滑かつ適正な転嫁等の推進

需給の状況、原材料及び人件費（社会保険料（事業主負担分及び労働者負担分）相当額を適切に含み、かつ各都道府県における最低賃金額の改定も反映した額）等を踏まえた積算に基づき、消費税及び地方消費税を計上し、適切に予定価格を作成するものとする。

なお、燃料や原材料等の市況価格の変動が激しい商品については、特に最新の実勢価格や需給の状況（例えば季節要因）等を考慮するよう努めるものとする。

また、入札説明の際には、適切なコストの積み上げによる価格での入札が行われるようダンピング防止の周知に努め、基準価格を下回る入札が行われた場合には、低入札価格調査制度を活用し、入札価格の内訳書、履行体制、経営の状況の聴取等により入札価格の妥

当性について確認するものとする。

さらに、契約の締結等に当たっては、消費税率引き上げ分の予定価格への反映等、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法（平成25年法律第41号）等の関係法令を遵守するものとする。

1.5 中小石油販売業者に対する配慮

災害時に迅速かつ円滑な燃料供給を必要とする施設や、災害時の拠点となる避難所を有する施設を有する場合は、災害時の燃料供給等に関する協定を締結する意義や必要性について検討し、地域の石油組合等から要請があった場合には十分に協議を行うものとする。

災害時の燃料供給協定を締結し、官公需適格組合の証明を受けている組合をはじめとする石油組合を対象として、平時においても当該協定を締結する石油組合及び当該協定に参加する中小石油販売業者の受注機会の増大に努めるものとする。

また、災害時の燃料供給協定を締結している石油組合及び当該協定に参加している中小石油販売業者を活用して円滑な燃料調達ができると認められる場合であって、経済合理性・公正性等に反しない適正な調達ができるときには、極力分離・分割して発注を行うよう努めるものとする。

第3 新規中小企業者及び組合の活用に関する事項

1 新規中小企業者の受注の機会の増大のために講ずる具体的な措置

機構は、新規中小企業者の受注機会の増大を図るため、基本方針に即すとともに、次のとおり取り組むものとする。

(1) 過去の実績を過度に求めない運用、見積先の柔軟化の推進

役務及び工事等における一般競争入札において、契約の履行確保に支障がない限り、評価項目を設定するに際しては、過去の実績を過度に求めない、また、過去の実績に係る評価が過大なものとならないよう配慮するものとする。

なお、少額の随意契約を行う際には、見積先が固定化しないよう独立行政法人中小企業基盤整備機構が運営する新規中小企業者が官公需向けに提供可能な商品・サービス等を登録するサイト「ここから調達サイト」の情報等を活用し、小企業者を含む小規模事業者や調達実績の少ない新規中小企業者からも見積書を取得するよう努めるものとする。

(2) 競争参加者の資格の弾力的運用

競争参加者の資格設定に関し、調達先に専門的な技術、資格を必要としない等の場合であって、契約の履行の確保に支障がないと認められる限り、競争参加者の確保が図られるときには、下位等級者の参加が可能となるような弾力的な運用に努めるものとする。

(3) 新規中小企業者からの相談体制

本部総務部契約課、各研究所業務推進部業務管理課、開発調査センター開発業務課及び水産大学校会計課の「官公需相談窓口」にて、新規中小企業者からの相談に対して、適切に対応する。

2 組合の受注の機会の増大のために講ずる具体的な措置

官公需適格組合をはじめとする事業協同組合等の受注機会の増大を図るため、基本方針に即した取り組みを行うものとする。

第4 前3号に掲げるもののほか、中小企業者の受注の機会の増大に関し必要な事項

1 本方針の適用範囲

本方針は、機構の全ての部署（本部、各研究所、開発調査センター及び水産大学校）に適用する。

2 中小企業者の受注の機会の増大のための推進体制

中小企業・小規模事業者の受注機会の増大のため、機構内に調達推進連絡会議を設置する。推進体制は別紙のとおりとする。

なお、調達推進連絡会議においては、第1の目標達成に向けて、調達の現状を分析し、実績の向上を図るために有益な情報提供を行うほか、必要に応じて、各調達担当部署に対し改善策を指示する。

中小企業者の受注の機会の増大のための推進体制

中小企業者の受注機会増大のための調達推進連絡会議	
委員長 委員	総務部長 経営企画部経営企画課長 総務部次長 総務部経理課長 総務部契約課長 総務部船舶管理課長 研究推進部研究支援課長

各 調 達 担 当 部 署	
責 任 者	北海道区水産研究所業務管理課長 東北区水産研究所業務管理課長 中央水産研究所業務管理課長 日本海区水産研究所業務管理課長 国際水産資源研究所業務管理課長 瀬戸内海区水産研究所業務管理課長 西海区水産研究所業務管理課長 増養殖研究所業務管理課長 水産工学研究所業務管理課長 開発調査センター開発業務課長 水産大学校会計課長

○事務局 総務部契約課